

事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

1 事業の概要

令和4年度は、10月に新型コロナ感染症に対する水際対策が大幅に緩和され、令和5年5月からは感染法上の分類が「2類相当」から「5類」への移行方針が示されるなど、「ウィズコロナ」への取組みが鮮明なものとなった。

経済動向では、インバウンド需要の回復や全国旅行支援などの需要喚起策が呼び水となり、消費やサービス部門の需要回復が見られた反面、ロシアのウクライナ侵攻から1年が経過し、さらなる長期化の様相を呈しているなかで、エネルギー価格や穀物価格等の高騰が国内の物価高を誘引する要因ともなり、消費者マインドが悪化したものとなった。

当センター再保証事業の大宗を占める住宅ローンを巡る環境では、令和4年度の新設住宅着工戸数は、持家住宅は前年度比11.8%減の248千戸、分譲住宅は同4.5%増の260千戸となり、総計では前年度比5千戸減の861千戸となった。この持家住宅の減少要因は、人口減や高齢化などの社会的要因などに加え、依然としてコロナ禍の影響を受けた所得減・就業環境悪化継続、また建築資材高騰等により、分譲住宅の購入を指向する傾向が働いたものと考えられる。

J Aバンクにおいては、組合員・利用者の資金ニーズの補足による貸出強化や貸出体制の整備などに取り組むとともに、全J A共通の貸出業務の標準化・システム化に向けた「貸出システム」の構築に取り組まれた。農業信用基金協会および県農協（信用）保証センターにおいても、保証引受基盤の強化のため、J Aバンクの貸出システムと連携した全国統一の「保証審査システム」の構築に取り組み、令和5年に第一次導入県域にて稼働し、今後、稼働県域を拡大していく計画である。また、同システム導入を契機とした「ローン融資要項のあり方」について、取組方向性を決定したことから、今後具体化に向け引き続き関係機関と連携のうえ取り組んでいくものとする。

再保証事業実績では、新規引受額は、7,844億円（前年度比914億円減・同10.4%減）となり、持家住宅の新設着工戸数の減少を主因として、5期ぶりに減少したものとなった。再保証残高は、新規引受額が減少したことにより6兆3,762億円となり、前年度比較では3,496億円の増加となったものの、伸び率では前年度の8.3%から5.8%へ減少したものとなった。代位弁済は、平成21年度をピークにこれまで減少してきたが、令和4年度は16億円と前年度比3億円増加したものとなった。求償権残高は、代位弁済が増加したものの、

一方で積極的な回収への取り組み等の結果として70億円(前年度比2億円減)まで減少し、リーマン・ショック後の平成22年度から13年度連続して減少している。

利益面では、従来の再保証料率引下げ対応による減収要因あるも、再保証残高増加により保証料収入は前年度比1億円増加の37億円を確保した。最終的な当期経常増減額は、再保証残高は前年度比較で増加したものの、増加額が前年度に比べ減少した結果、保証責任準備金繰入額が減少したことを主な要因として、15億円となり前年度比6億円増加した。

期中における主な実施事項は以下のとおりである。

(1) 再保証業務の整備・充実

- a 令和5年度のローン融資要項(統一版)等の見直しについては、貸出システムリリース対応を引き続き最優先取組事項としたいとするJAバンクの方針を踏まえ、民法改正による成人年齢引下げに伴う対応、住宅ローンの資金使途の拡充(支払済「手付金」の追加)・抵当権設定前貸付実行にかかる代位弁済対象金額割合の拡大等に留めた。
- b 「保証審査システム」の構築に向けて、専門部会や各セッション等に参加し、第一次導入県域(令和5年2月)の稼働に向けた課題認識等の把握を行い、関係団体と連係のうえで、その課題解消に努めた。また、第二次導入県域以降の円滑な稼働に向けて、全国農業信用基金協会協議会を通じて幅広い動向把握に努めた。
- c 統一のリスク計量化モデル導入に際し、ローン融資要項の緩和内容およびカットライン設定にかかる全国説明会を8月・12月に開催する等、統一モデル導入に向けた必要な取り組みを実施した。
- d ローン融資要項の在り方について、原案を作成・提示し、全県域の基金協会等への意向調査を実施した。意向調査における要望等も踏まえ、関係機関と連携して事務局案をとりまとめ、専門部会等で協議を重ねたうえで、12月の事業・組織問題検討会で取組方向性を決定した。
- e 再保証料率については、JA住宅ローン(一般型)等4資金にかかる資金別特例措置の適用期限が令和5年3月末に到来することとなっていたが、当センターの収支動向や住宅ローン市場の競争環境等を総合的に勘案し、4資金いずれも令和8年3月末まで3年間同条件にて継続することとした。
- f ローン融資要項(統一版)等の改正を受けた県版要項協議に取り組んだほか、貸出システム稼働延期に伴う保証サイド側の個別相談対応等について、迅速・的確に対応した。

- g 事務手続（再保証用）について、電子データおよび書類の授受等にかかる今日的な実務処理に合わせた見直しを実施し、改正後の事務手続を会員宛にCDにて配布した。
- また、会員からの代位弁済・求償権償却申請時の書類内容確認・ヒヤリング等を通じて、求償権の管理強化、代弁未然防止について会員と連携し、継続的な取り組みを強化した。
- (2) 直接保証業務の対応
- a 令和4年3月31日付で新規保証引受業務を停止し、残存する保証案件および求償権の管理・回収に適切に対処した。
- (3) 内部管理態勢の充実・強化
- a コンプライアンスマニュアルに基づく職員研修および定期モニタリングを実施した。
- また、リスク管理基本方針に基づく令和4年度のリスク管理評価を実施した。
- b 保証システムの維持・改善作業を通じ、安定稼働を継続させた。また同システムの機器更改を円滑に実施し、以後も問題なく稼働している。
- c 新型コロナウイルス感染症の影響が継続するなか、Web 会議システムを活用した諸会議・打合せの実施等、継続して安定的な業務運営に努めた。なお、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受け、在宅勤務は令和5年3月末をもって一旦終了した。
- d 特例措置による再保証料率の見直しにあたっては、過去の事故率・回収率の分析に加えて直近の延滞状況や経済金融情勢等も踏まえて検討し、財務・収支面での経営リスクの把握に努めた。
- (4) 会員との連携強化
- a 新型コロナウイルス感染症の影響が継続したなか、Web 会議システムを活用した会員との意見・情報交換を積極的に行った。また、年度下期からは、会員巡回訪問を再開し、会員との連携強化に取り組んだ。
- b 「会員間ノウハウネット（NN51）」については、令和4年度は10件（前年度比＋2件）の情報提供を受けた。
- (5) 公益目的支出計画への対応
- a 内閣府に公益目的支出計画の令和3年度実績を報告するとともに、計画達成に向けた取り組みを継続検討した。

2 主な処理事項

年月日	処 理 事 項
令和4年	
4. 4	会計監査人監査
4.12	第43回農業信用保証保険事業・組織問題検討会
5.10	会計監査人監査
5.17 ～18	会計監査人監査
5.20	会計監査人監査
5.26	監事監査
5.27	監事監査
6. 3	令和4年度第1回理事会 〔議案〕 ・第1号議案：令和3年度の求償権償却について ・第2号議案：求償権償却引当金の算出に含めるみなし求償権残高について ・第3号議案：準備金の基本財産への繰入(令和4年度の基本財産造成)について ・第4号議案：令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書および収支計算書について ・第5号議案：令和3年度公益目的支出計画実施報告書について ・第6号議案：第10回定時総会の開催ならびに提出議案について ・第7号議案：会計監査人に対する令和4年度会計の監査報酬について 〔報告事項〕 ・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について ・代表理事の職務執行状況について
6.13	令和4年度第1回全国常務者会議 ・令和3年度業務報告書について ・令和3年度公益目的支出計画実施報告書について ・令和4年度の基本財産造成について
6.27	第10回定時総会（後記3を参照）
7.20	会計監査人監査
8. 5	令和4年度第2回理事会(理事会決議事項の書面による決議) 理事会の決議があったものとみなされた日：令和4年8月22日 〔議案〕 ・第1号議案：令和4年度第1回臨時総会の開催ならびに提出議案について ・第2号議案：役員補欠選任にかかる役員候補者名簿の作成について ・第3号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について ・第4号議案：「再保証要項取扱特例(内規)」の一部改正について

年月日	処 理 事 項
8. 8	会計監査人監査
8.24	会計監査人監査
9.14	令和4年度第1回臨時総会(後記3を参照)
9.16	会計監査人監査
10.19	会計監査人監査
11.24	会計監査人監査
12. 5	令和4年度第3回理事会 〔議案〕 ・第1号議案：1号資金再保証料率にかかる資金別特例措置の継続について ・第2号議案：「就業規則」の一部改正について ・第3号議案：「個人情報保護基本方針」の一部改正について 〔報告事項〕 ・令和4年度上半期の業務実績について ・代表理事の職務執行状況について
12.12	第44回農業信用保証保険事業・組織問題検討会
12.20	会計監査人監査
12.22	農業信用基金協会常勤役職員会議 ・令和4年度上半期の業務実績概要 ・統一ローン融資要項の見直しについて ・再保証料率の見直しについて ・「会員間ノウハウネット」の活用について

年月日	処 理 事 項
令和 5 年	
1. 25	会計監査人監査
1. 31	第 4 5 回農業信用保証保険事業・組織問題検討会
2. 16	会計監査人監査
2. 22	令和 4 年度第 4 回理事会 〔議案〕 ・第 1 号議案 : 令和 5 年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで)事業計画 および収支予算について ・第 2 号議案 : 令和 4 年度第 2 回臨時総会の開催ならびに提出議案について ・第 3 号議案 : 役員補欠選任にかかる役員候補者名簿の作成について ・第 4 号議案 : 退任役員に対する退任慰労金の支出について 〔報告事項〕 ・令和 4 年度事業実績見込みについて
2. 22	令和 4 年度第 1 回役員会 〔議案〕 ・第 1 号議案 : 学経理事候補者の推薦について
3. 10	令和 4 年度第 2 回全国常務者会議 ・令和 4 年度事業実績見込みについて ・令和 5 年度事業計画及び収支計画(案)について
3. 16	令和 4 年度第 2 回臨時総会 (後記 3 を参照)
3. 16	令和 4 年度第 5 回理事会(理事会決議事項の書面による決議) 理事会の決議があったものとみなされた日: 令和 4 年 3 月 2 9 日 〔議案〕 ・第 1 号議案: 令和 5 年度の理事報酬について 〔報告事項〕 ・償却前求償権の免除について

3 総会

(1) 第10回定時総会（令和4年6月27日開催）

会員数 (議決権数)	87会員 (87個)	出席会員数	本人出席会員 代理議決会員 書面議決会員 計	－会員 －会員 87会員 87会員
議事の概要	○議案 ・第1号議案：令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書および収支計算書について 以上、原案どおり議決された。 ○報告事項 ・令和3年度公益目的支出計画実施報告書について 以上、意見・質問なし。			

(2) 令和4年度 第1回臨時総会(令和4年9月14日開催)

会員数 (議決権数)	87会員 (87個)	出席会員数	本人出席会員 代理議決会員 書面議決会員 計	－会員 －会員 87会員 87会員
議事の概要	○議案 ・第1号議案：役員の補欠選任について ・第2号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について 以上、原案どおり議決された。 ○報告事項 ・なし			

(3) 令和4年度 第2回臨時総会（令和5年3月16日開催）

会員数 (議決権数)	87会員 (87個)	出席会員数	本人出席会員 代理議決会員 書面議決会員 計	－会員 －会員 87会員 87会員
議事の概要	○議案 ・第1号議案：令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)事業計画および収支予算について ・第2号議案：借入最高限度額について ・第3号議案：役員報酬額について ・第4号議案：役員の補欠選任について ・第5号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について 以上、原案どおり議決された。 ○報告事項 ・なし			

4 会員および再保証等寄託金

(単位：千円)

区 分	前年度末		本年度中		本年度末	
	会員数	再保証等 寄託金	会員数	再保証等 寄託金	会員数	再保証等 寄託金
農業信用基金協会	4 7	3, 299, 050	—	88, 500	4 7	3, 387, 550
農協(信用)保証センター	4	996, 200	—	—	4	996, 200
信用農業協同組合連合会 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	3 2 (3 2) (6)	1, 681, 530 (1, 618, 730) (62, 800)	— (—) (△3)	— (40, 120) (△40, 120)	3 2 (3 2) (3)	1, 681, 530 (1, 658, 850) (22, 680)
農業協同組合 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	3 (3) (1)	85, 060 (80, 340) (4, 720)	— (—) (—)	— (—) (—)	3 (3) (1)	85, 060 (80, 340) (4, 720)
農林中央金庫 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	1 (1) (1)	5, 000, 000 (4, 800, 000) (200, 000)	— (—) (—)	— (—) (—)	1 (1) (1)	5, 000, 000 (4, 800, 000) (200, 000)
計 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	8 7 (8 7) (8)	11, 061, 840 (10, 794, 320) (267, 520)	— (—) (△3)	88, 500 (128, 620) (△40, 120)	8 7 (8 7) (5)	11, 150, 340 (10, 922, 940) (227, 400)

- (注) 1 農業信用基金協会および農協(信用)保証センターの再保証等寄託金は、全て再保証事業用である。
- 2 農林中央金庫との統合により脱退した 12 県信用農業協同組合連合会(青森、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、千葉、富山、岡山、長崎、熊本)については、年度末の会員数から除いているが、再保証等寄託金は信用農業協同組合連合会に含まれている。
- 3 令和 4 年 3 月末で、直接保証事業の新規保証引受業務を終了したため、直接保証事業の残高のない県域(埼玉、岐阜、京都他)の直接保証事業見合の寄託金については、再保証事業見合の寄託金として振替を行った。

5 役員

(単位：人)

区 分	前年度末	本 年 度		
		就 任	退 任	年度末
理事(うち常勤)	1 0 (1)	2 (0)	4 (1)	8 (0)
監事(うち常勤)	2 (0)	(—)	(—)	2 (0)
計	1 2 (1)	2 (0)	4 (1)	1 0 (0)

6 職員

(単位：人)

区 分	前年度末	本 年 度		
		採 用	退 職	年度末
男子職員	1 1	2	2	1 1
女子職員	4	—	1	3
計	1 5	2	3	1 4

(注) 嘱託員及び出向者を含む。

7 保証

(1) 再保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度				
			引 受		償 還	年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	金額	件数	金額
住宅資金(1号資金)	345,497	5,737,812	25,483	714,660	359,398	356,114	6,093,074
教育資金(2号資金)	21,845	23,093	3,182	5,263	4,674	21,547	23,682
生活資金(3号資金)	312,760	251,801	33,062	64,430	69,053	298,587	247,178
事業資金(4号資金)	724	13,952	10	75	1,752	654	12,275
合 計	680,826	6,026,658	61,737	784,428	434,877	676,902	6,376,209

(注) 1 住宅資金は、住宅ローン一般型・100%応援型・借換応援型、リフォームローン等の合計である。生活資金は、マイカーローン、カードローン、フリーローン等の合計である。事業資金は、賃貸住宅資金および事業資金の合計である。

2 極度資金は極度額による。

3 償還には代位弁済によるものを含む。

(2) 直接保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度				
			引 受		償 還	年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	金額	件数	金額
教育・マイカー ・カードローン	92	42	—	—	14	63	28

(注) 1 カードローンは極度額による。

2 教育資金(分割)の未実行部分も残高に含む。

8 求償権

(1) 再保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度							
			代位弁済		回 収		償却等		年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅資金(1号資金)	1,606	6,186	149	1,466	12,281	1,177	123	462	1,508	6,013
教育資金(2号資金)	159	55	15	6	969	4	15	9	148	48
生活資金(3号資金)	3,207	846	344	117	19,397	86	348	103	2,868	774
事業資金(4号資金)	14	118	—	—	130	2	—	—	13	116
合 計	4,986	7,205	508	1,589	32,777	1,269	486	574	4,537	6,951

- (注) 1 住宅資金は、住宅ローン一般型・100%応援型・借換応援型、リフォームローン等の合計である。生活資金は、マイカーローン、カードローン、フリーローン等の合計である。事業資金は、賃貸住宅資金および事業資金の合計である。
- 2 回収金額は求償権元本で、求償権利息等の回収額は含まない。
- 3 回収件数は一部回収を含む件数である。
- 4 償却等には求償権の免除を含む。

(2) 直接保証事業

(単位：件・千円)

区 分	前年度末残高		本 年 度							
			代位弁済		回 収		償 却		年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
教育・マイカー ・カードローン	21	12,669	—	—	1	28	—	—	21	12,641

(注) 回収件数は一部回収を含む件数である。

9 業務方法書に規定する基本財産

(単位：千円)

区 分	前年度末残高	本年度増減		本年度末残高
		増 加	減 少	
再保証等寄託金	11,061,840	128,620	40,120	11,150,340
(うち再保証事業用)	(10,794,320)	(128,620)	(—)	(10,922,940)
(うち直接保証事業用)	(267,520)	(—)	(40,120)	(227,400)
繰 入 金	19,050,000	750,000	—	19,800,000
(うち再保証事業用)	(19,050,000)	(750,000)	(—)	(19,800,000)
(うち直接保証事業用)	(—)	(—)	(—)	(—)
計	30,111,840	878,620	40,120	30,950,340
(うち再保証事業用)	(29,844,320)	(878,620)	(—)	(30,722,940)
(うち直接保証事業用)	(267,520)	(—)	(40,120)	(227,400)

(注) 業務方法書に規定する再保証等寄託金、繰入金および準備金の年度末残高

(単位：千円)

区 分	再保証事業	直接保証事業	合 計
再保証等寄託金	10,922,940	227,400	11,150,340
繰 入 金	19,800,000	—	19,800,000
準 備 金	13,325,032	30,754	13,355,786
合 計	44,047,972	258,154	44,306,126

10 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当センターは、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために、理事会において「内部統制基本方針」を定めている。その体制およ

び運用の状況は以下のとおりである。

1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理憲章、行動規範を含めた「コンプライアンスマニュアル」を定め、全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

【運用状況の概要】コンプライアンス研修を開催し、同マニュアルの周知・徹底を図るとともに、定期的に遵守状況のモニタリングを実施している。

- (2) 理事は、重大な法令違反、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告する。

【運用状況の概要】前記の定期的モニタリングの実施結果を代表理事に報告している。

- (3) 監事は理事会へ出席するほか、監事監査により理事の業務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに代表理事に対し法令、定款及び社会規範等の遵守に向けた助言または是正勧告をすると共に、その事実を理事会へ報告する。

【運用状況の概要】監事は理事会に出席し、また監査において業務執行状況の報告を受けている。

2 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報については、社員総会議事録、理事会議事録等の法定文書のほか、稟議書等の重要な職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）を、関係資料とともに文書処理規程その他当法人の内部規程の定めに従い、適時適切に保存・管理し、役員等による閲覧及び謄写ができる状態にして管理する。

【運用状況の概要】法定文書、重要な職務執行に係る文書は適切に保管・管理し、閲覧・謄写できる状態としている。

- (2) 代表理事等の業務執行については、執行状況報告を作成し、理事会へ報告することで、管理する。

【運用状況の概要】理事会において年度2回の報告を行っている。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、リスク管理方針およびリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

【運用状況の概要】リスク管理基本方針ならびにリスク管理規程を定めている。

- (2) 自然災害等の不測の事態が発生した場合には、代表理事を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、役職員の生命・資産・管理情報等の損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

【運用状況の概要】震災、大雨・強風等対策を作成している。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表理事は、理事会の決定を踏まえて、業務の執行が効率的に行われるように、年度計画を作成して適宜、実績を把握、管理する。

【運用状況の概要】部門毎に重点実施事項の年度事業計画を作成し、定期的に実績・見込みの把握を行っている。

- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、職務権限規程を定め、これらの規程に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

【運用状況の概要】組織規程、権限表を定めている。

5 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理憲章、行動規範を含めた「コンプライアンスマニュアル」を定め、全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

【運用状況の概要】コンプライアンス研修を開催し、同マニュアルの周知・徹底を図るとともに、定期的に遵守状況のモニタリングを実施している。

- (2) 代表理事は、職員による重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告する。

【運用状況の概要】前記の定期的モニタリングを実施している。

- (3) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。

【運用状況の概要】監事は理事会へ出席し、監査において業務執行状況の報告を受けている。

- (4) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を起こしていないか、内部検査を行う。

【運用状況の概要】定期的モニタリングを実施している。

6 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事が求めた場合は、企画総務部担当の職員に監事の職務を補助させる。

【運用状況の概要】企画総務部担当の職員が補助をする体制としている。

7 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務を補助する職員の監査職務遂行の際の指揮・命令権者は監事とし、理事等執行部門からの独立性を確保する。また、当該職員の任命、解任、人事異動については、監事の同意を得ることとする。

【運用状況の概要】企画総務部担当の職員を監事の職務を補助させる体制としている。

8 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。

【運用状況の概要】常勤理事および企画総務部担当の職員が報告する体制としている。

9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査報告を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

【運用状況の概要】監事は、監査において会計監査人から監査重点項目、監査実施経過等について報告を受けている。

以上